

第二次
須恵町子ども読書活動推進計画

平成30年3月
須恵町教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 これまでの取組・成果と課題	
1 取組・成果	2
2 課題	4
第2章 計画の目標	
1 基本目標	7
2 計画の位置づけ	7
3 計画推進のための基本方針	7
(1) 家庭・地域・学校・保育園・幼稚園等における子どもの読書活動の推進	7
(2) 図書館間および学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	7
(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	8
第3章 推進のための方策	
1 家庭・地域・学校・保育園・幼稚園等における子どもの読書活動の推進	9
(1) 家庭	9
(2) 地域	9
(3) 学校・保育園・幼稚園等	11
2 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	12
(1) 図書館間の連携・協力	12
(2) ボランティア団体との連携	12
(3) 学校図書館との連携	12
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	12
(1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施	12
(2) 町広報誌や図書館だよりを活用した啓発広報の推進	12
(3) ホームページなどを活用した啓発広報の推進	13
(4) 「読書週間」を中心とした事業の実施	13
(5) 読書感想文コンクールによる読書活動の振興	13
(6) 読書リーダー養成による読書活動の充実	13
資料 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	14

はじめに

子どもは読書により、感性、言語力、表現力、創造力等、人生をより深く生きるためのあらゆる力を身に付けます。しかし、テレビやゲーム機器等の普及による子どもたちを取り巻く環境の急激な変化により、子どもの読書離れが懸念されるようになりました。さらに、スマートフォンを利用したソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及により、画像や動画で手軽に情報を得ることができるようになり、文章だけで想像し、情報を読み解く力の低下が憂慮されています。また、SNSと関わる時間の増加による読書離れの加速も危惧されています。

平成29年10月に公表された学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月に1冊も本を読まなかった「不読」の児童生徒は、小学生が5.6%、中学生が15.0%、高校生が50.4%でした。平成24年の同調査と比較し、小学生が1.1ポイント増、中学生が1.4ポイント減、高校生が2.8ポイント減で、中高生で不読率が減少しましたが、学年が進むにつれて読書量が減少する傾向は変わりません。本町でも同様の傾向があると推測できます。

子どもの読書の推進に関する基本理念として、平成13年に「子どもの読書活動に関する法律」が公付・施行され、国および地方公共団体の責務が明らかにされました。これを受け、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成20年に第二次、平成25年に第三次計画を策定しました。また、福岡県は平成16年に「福岡県子ども読書推進計画」を策定、平成22年と平成28年に計画の改訂を行いました。

本町では、平成24年10月に「須恵町子ども読書活動推進計画」を策定し、町全体で子どもの読書活動を推進する様々な取組を行いました。これまでの5年間の取組の成果と課題を踏まえ、さらなる推進を図るため、今後5年間の本町における子どもの読書活動を推進するための基本的な方針を示すものとして、本計画を策定します。

平成30年3月

須恵町教育委員会

第1章 これまでの取組・成果と課題（平成24～28年度）

1 取組・成果

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

①家庭

ブックスタート事業^[注1]を継続して実施し、絵本と一緒におすすめの絵本のリスト、あかちゃんおはなし会の案内、町立図書館の利用案内等を配布することによって、町立図書館の利用、おはなし会の参加者の拡大につなげる取組を行いました。ブックスタート事業への参加率は毎年95%を超えており、家庭で読書を楽しむ環境づくりの啓発に努めました。

町立図書館内には、それぞれの発達段階に対応した家庭での読書に適した本の展示や、リストの掲示を行いました。

②地域

町立図書館主催の行事である、こどもの読書週間やとしょかんまつりへの地域文庫の参加により、町立図書館と地域文庫の連携を行いました。また、地域の読書ボランティア団体によるおはなし会を継続して実施し、定例行事として定着しました。地域文庫では、本の貸し出しや読み聞かせだけでなく、季節にあったイベントを行ったり、図書館行事への参加を促すなどの取組を行いました。

③学校

司書教諭・学校司書を中心に、学校図書館の様々な取組を行い、各小・中学校がそれぞれの図書館教育計画に基づき、児童・生徒への主体的な読書推進活動を展開しました。また、「学校図書館図書標準」に基づいた蔵書数が達成できるよう努め、小学校は全ての学校で達成し、中学校も達成までわずかとなっています。朝の読書や読み聞かせも、町内の全ての小中学校で各校の特色を活かし継続して取り組みました。

小中学校図書館の貸出冊数は、全ての学校で増加しており、一人あたりの貸出冊数は、平成24年度の約50冊から平成28年度の約80冊へ、大幅に増加しています。これは、各校での定期的・継続的な取組の成果であります。

注1 赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、絵本をとおして親子のふれあいを深め、赤ちゃんの言葉と心を育てることを目的とした事業。

(2) 図書館および学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

①図書館等の連携・協力

福岡都市圏広域利用制度^[注2]を積極的に活用し、福岡県立図書館および他市町村立図書館と連携し、資料の提供に努めました。

②ボランティア団体との連携

ボランティア団体の積極的な活動により、小中学校、保育園・幼稚園等、町立図書館でのおはなし会をはじめとする様々な行事を、継続して実施することができました。

③学校図書館との連携

司書教諭・学校司書と町立図書館による町内図書部会を定期的に行いました。学校と図書館の事業報告、読書感想文コンクール等、町全体で取り組む事業の提案や報告等を行って、連携・協力体制を強化しました。

注2 福岡都市圏17市町に住んでいる人は、圏内の全ての図書館を利用できる制度。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

①「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

子ども読書の日（4月23日）の前後一週間程度の実施期間を設け町立図書館の「こどもの読書週間」の行事を実施し、ボランティア団体による「おはなしリレー」、図書館職員による工作教室、本の特設展示を行い、子どもが読書の楽しさを知る機会を提供しました。

②町広報や図書館だよりを活用した啓発活動の推進

小中学校図書館では、図書館だよりをはじめとする誌面をとおして、各校の特色を活かした広報活動に取り組みました。また、町立図書館では、町広報で新刊を紹介し、子どもたちの様々な個性に対応しながら対象年齢やジャンルが偏らないよう、紹介する本を選定しました。

③ホームページなどを活用した啓発広報の推進

須恵町のホームページで、町立図書館の行事の案内、新着図書・貸出の多い図書の紹介等を行い、掲載されている情報が常に最新の状態を維持で

きるよう努めました。

④「読書週間」を中心とした事業の実施

全国で実施される「読書週間」にあわせ、町立図書館・小中学校図書館で、それぞれの事業を行い、読書への関心や学校内での読書活動の活性化へとつなげるよう努めました。

⑤読書感想文コンクールによる読書活動の振興

町内の小・中学生を対象とした読書感想文コンクールを継続して実施しました。優秀な作品を表彰することにより、応募の意欲を引き出し、読書の習慣化を図りました。

⑥読書リーダー^[注3]養成による読書活動の充実

「読書ボランティア・読書リーダー養成講座」を継続して実施し、小・中学生が読書の意義や図書館の役割、ブックトーク^[注4]や読み聞かせの技術を学び、「読書リーダー」に認定され、「読書リーダー」は、身に付けた知識や技術を学校での委員会活動等に役立てました。

注3 養成講座を受講した児童生徒のことで、校内の読書活動の活性化に取り組んでいる。

注4 本の楽しさを伝えるための手法の一つで、複数の本を一つのテーマにそって紹介すること。

2 課題

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

①家庭

子どもが本に触れるきっかけとなり得るブックスタート事業を継続し、子どもが本に親しむ機会を提供できる取組へつなぐことが望まれます。

②地域

町立図書館、学校図書館、地域文庫、ボランティア団体等が連携して、町内全域での取組を行うことが望まれます。

③学校

各小中学校での読書の推進に関する取組を発展させるためには、学校間および学校と町立図書館の連携の強化に努めることが望まれます。

(2) 図書館および学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

①図書館等の連携・協力

福岡都市圏広域利用制度の活用をさらに進めるため、利用者への周知の工夫を行うことが望まれます。

②ボランティア団体との連携

小中学校、保育園・幼稚園等、町立図書館で継続してボランティアとの連携による取組を行うことが必要です。そのためには、ボランティアの人材育成に努めることが望まれます。

③学校図書館との連携

町内図書部会を活用し、本町ならではの、町全体での取組の実施について検討していくことが望まれます。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

①「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

事業の効果を検証し、必要に応じて内容の見直しを行い、より効果的な取組となるような事業を実施することが望まれます。

②町広報や図書館だよりを活用した啓発活動の推進

新鮮で魅力のある誌面となるよう、掲載内容の工夫に継続して取り組むことが望まれます。

③ホームページなどを活用した啓発広報の推進

町立図書館の行事の案内だけでなく、子どもの読書に関連した情報を発信していくことが望まれます。

④「読書週間」を中心とした事業の実施

事業の効果を検証し、必要に応じて内容の見直しを行い、より効果的な

取組となるような事業を実施することが望まれます。

⑤読書感想文コンクールによる読書活動の振興

より多くの小・中学生が読書を習慣化できるよう、継続してコンクールを実施することが望まれます。

⑥読書リーダー養成による読書活動の充実

学校図書館と町立図書館が連携し、読書リーダーが身に付けた知識・技術を活用できる機会の拡大を図ることが望まれます。

第2章 計画の目標

1 基本目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、多様に学び、自主的な読書活動ができるような環境の整備を推進する。

本計画の対象を須恵町に在住・在学する、おおむね18歳以下の子どもとし、第五次須恵町総合計画の施策の一つに掲げている、多様に学び、文化を育むまちづくりを実現するために、本町の子ども読書活動の推進に努めます。

2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）」第9条第2項に基づくもので、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次計画）」（平成25年5月）および「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」（平成28年8月）を基本として策定するものです。さらに、「第五次須恵町総合計画（後期計画）」（平成28年3月）との整合を図り、概ね今後5年間の須恵町における子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

3 計画推進のための基本方針

須恵町における子どもの読書活動を推進するため、3つの基本方針を掲げます。

- (1) 家庭・地域・学校・保育園・幼稚園等における子どもの読書活動の推進
- (2) 図書館間および学校図書館との連携・協力・ネットワーク化
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭・地域・学校・保育園・幼稚園等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書に関する環境を大別すると、家庭・地域・学校・保育園・幼稚園等があげられます。それぞれが子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、取組を充実させる必要があります。

(2) 図書館間および学校図書館との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施

設が連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。特に、子どもの読書活動の中心となる学校図書館と町立図書館の連携を強化していく必要があります。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、町民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは読み聞かせによって保護者の愛情と共に読書の楽しみを知り、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。特に保護者、教職員、保育士等が子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

第3章 推進のための方策

町内全域にわたって、総合的かつ継続的に、子どもの読書活動を推進するために取り組む具体的な方策を示します。

1 家庭・地域・学校・保育園・幼稚園等における 子どもの読書活動の推進

(1) 家庭

①ブックスタート事業の推進

4か月児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明と共に絵本を手渡し絵本を仲立ちとして、温かいふれあいの時間を共有することを勧めるブックスタート事業を平成15年8月から実施しています。この事業は、絵本の楽しさを知ってもらい、子どもの心を豊かに育てるための第一歩としてとても効果的であるため、継続して実施します。

また、絵本と一緒におすすめの絵本のリストを配布したり、町立図書館の利用案内やおはなし会の案内等を行うことで、子どもが本に親しむ機会を提供していきます。

②広報の充実

家庭における子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が必要不可欠であり、家庭における読書の習慣化を促すよう、広報等を通じて啓発に努め、その重要性について保護者の理解を高めていきます。また、それぞれの興味に対応できるよう、より多くの本を紹介していく工夫を行います。

(2) 地域

①図書館

ア 環境づくり

子どもが本を好きになる、本を読みたくなるような環境づくりに努め子どもが多くの本の中から目的の本を探ることができるように、本の配列や案内・サイン表示などの設備環境の工夫を行います。

イ 選書・収集・提供

魅力的な子どもの本の充実にも努め、特に中高生に読書を楽しむ場や機会を提供します。また、選書を工夫し、ニーズに合った資料を収集します。

ウ レファレンス（調べもの・探しものを手伝うこと）

子どもにとって自分の読みたい本、調べものに使う本を、多くの本の中から手にするのは、配架や掲示の工夫がなされていても、難しいものです。そのため、より多くのレファレンス事例の把握、研修会への積極的な参加等により職員を育成し、知識を深めることで、より良いサービスの充実を図ります。

エ 団体貸出

図書館では、魅力的な子どもの本の収集に努め、楽しい本との出会いの場を提供しています。しかし、これだけでは、来館できる子どもへのサービスに留まることから、町内の子どもたちに均等な図書館サービスを提供するために、学校をはじめ各施設へ団体貸出の趣旨の理解を深めていき、貸出増加に繋がるように努めます。

オ 行事の開催

図書館に求められているのは、図書・資料を収集し、整理・分類して子どもに提供していく努力であり、保護者への家庭における読書の意義を共に考えていく働きかけです。そこで、子どもが楽しんで参加できる事業や、子どもと本を結びつける様々な事業を開催し、保護者にも読書の楽しさや情報を伝えていく機会を提供します。

②その他公共施設

ア 保健センター（健康福祉課）

乳幼児が絵本と出会い、親子の絆を深めるブックスタート事業の実施にあたっては、図書館と健康福祉課が連携して行っています。今後もこの事業を継続して行い、一層の充実を図ります。

イ 公民館等

図書館のサービスが届かない地域については、住民の身近にあり、親しまれている施設である公民館等にも、地域の要望に応じて、図書コーナーを設置するような働きかけを行います。

(3) 学校・保育園・幼稚園等

①小学校・中学校

学校の読書環境を整備するうえで、司書教諭と学校司書は大変重要な役割を担っていることから、司書教諭と学校司書は学校図書館資料の整備や利用方法の具体的な指導を行い、学校図書館の有効利用が図られるように努めます。

まず、全教職員が児童生徒の読書活動を推進していくために学校の果たすべき役割を十分認識し、司書教諭と学校司書を中心に連携・協力して校内の体制作りに努めます。また、児童生徒が幅広いジャンルから本を選び、多くの本に触れる機会を持てるように選書の充実を図り、「学校図書館図書標準」に基づいた蔵書数が達成できるよう努めます。

また、町立図書館の団体貸出制度の利用により図書の充実を図り、児童生徒自らが求める図書を探ことができ、読書がしたくなるような配架やレイアウトの工夫を図ります。

さらに、「朝の読書」やボランティアによる読み聞かせ、家庭での読書「家読（うちどく）」等は、児童生徒が読書の楽しみや喜びを知り、言葉を獲得し想像する力を身に付け、豊かな情操を育んでいくことができ、家庭生活や学校生活に好影響を与えているなど、多くの成果をあげています。そのため、児童生徒の実態や各学校の状況等を考慮しながら定期的・継続的な読書活動を一層推進します。

②保育園・幼稚園等

乳幼児期は、好奇心を高めていく時期にあたり、読書に親しんでいくための基礎を形成する上で特に重要と考えられています。この時期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取組になります。そのため保育園・幼稚園等では日頃から読み聞かせを行い、日常的に本の楽しさを伝え、絵本や物語に親しむ機会を積極的に作っていきます。

また、保護者に対して、絵本に触れる大切さや・重要性の理解を求めていき、さらに町立図書館の団体貸出制度を利用して、多くの本に出会えるような環境作りに努めます。

2 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

(1) 図書館間の連携・協力

図書館は、相互に連携・協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や協力活動を行うことができます。県立図書館および他市町村立図書館と連携・協力することは、須恵町の特性を生かした子どもの読書活動を推進していくうえで大変重要です。

(2) ボランティア団体との連携

小中学校、保育園・幼稚園等、町立図書館で活動しているボランティア団体の活動は、子どもの興味を本に向け、読書の習慣をつけさせる取組として定着しています。ボランティア団体との情報交換や研修を定期的に行い、連携・協力体制を強化していきます。

(3) 学校図書館との連携

学校図書館と町立図書館の連携・協力による児童生徒を対象とした読書推進事業を実施し、児童生徒に本の楽しさを伝え読書に対する興味・関心を持ってもらうよう努めます。

また、司書教諭・学校司書と町立図書館による「町内図書部会」を定期的実施し、学校図書館と町立図書館が一体となって児童生徒の読書活動を勧めます。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

「子ども読書の日（4月23日）」は、子どもの読書活動についての理解と関心を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において定められました。この日の前後に、子どもを対象とした事業を実施することをおして、子どもの頃から読書に親しむことの重要性や読書が子どもに与える効用について啓発を行います。

(2) 町広報や図書館だよりを活用した啓発活動の推進

町が発行する広報誌や小中学校の図書館だより子ども向けの新刊の紹介、行事の案内や報告等を毎月掲載しています。継続して掲載内容を

工夫し、子どもの読書推進活動に関する理解と啓発を図ります。

(3) ホームページなどを活用した啓発広報の推進

広報誌や図書館だよりと同様にホームページを活用して、子どもの読書推進に関する様々な情報を提供し、子どもの読書活動の大切さについての啓発を行います。

(4) 「読書週間」を中心とした事業の実施

全国で実施される「読書週間」の期間を有効に活用し、「としょかんまつり」等、子どもを対象とした事業に継続して取り組みます。また、実施後の効果を検証し、内容の検討を行い、より効果的な取組となるよう努めていきます。

(5) 読書感想文コンクールによる読書活動の振興

町内の小・中学生を対象に、教育委員会主催の読書感想文コンクールを行っており、児童生徒の読書の習慣化につながるよう、継続して取り組みます。

(6) 読書リーダー養成による読書活動の充実

「読書ボランティア・読書リーダー養成講座」等の取組を行い、児童生徒が主体的に読書の意義や図書館の役割を学ぶ機会を提供することに努めます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次須恵町子ども読書活動推進計画

平成30年3月

発行 須恵町教育委員会

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

TEL 092-932-1151

FAX 092-933-6579